

開催案内

信書便制度説明会

～ 信書便制度をより一層理解するために ～

内 容

令和元年12月5日(木)

参加無料

第1部 10:00～12:00 (事業参入希望者及び事業者向け)
特定信書便事業の規律、手続き、事業開始以降の遵守事項

第2部 14:00～16:00 (利用者(利用希望者含む)向け)
信書の定義、信書の具体例、信書便制度の概要、
事業のサービス例

会 場

東海総合通信局 7階共用会議室

名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館

申込方法

参加をご希望の方は、「信書便制度説明会参加申込書」に必要な事項等を記載の上、裏面の連絡先まで電子メールまたはファックスにて**令和元年12月2日(月)**までにお申し込みください。

【お問い合わせ先】

東海総合通信局 信書便監理官室
電話：052-971-9115

【主催】

東海総合通信局

申込書は裏面を
利用してください



総務省

信書とは
手紙、日付、住所、署名等を中心とした書状形式の文書で、送付人の住所を明記し、又は郵便物を通知する文書のことです。
郵便物の一部として扱われ、郵便物の扱いとなります。

ご存知ですか?
大切なお手紙を守るためのルールがあることを。

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便株式会社及び信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています。
*信書便サービスは、原則として、信書の扱いとなります。

03-5253-5975 03-5253-5974

http://www.psmc.jp/yaes/index.html

※ F A X の場合は、確認のため送信した旨を電話にてご連絡ください。

「信書便制度説明会」参加申込書 (兼 F A X 送信票)

申込日	令和 年 月 日
参加種別	<input type="checkbox"/> 第 1 部 10:00~12:00 (参入希望者・事業者向け) <input type="checkbox"/> 第 2 部 14:00~16:00 (利用者向け)
団体名・所属	
役職・氏名 (参加希望者全員)	
電話番号	
住 所	
電子メール	

- ※1 お申し込みの際にいただいた氏名等の個人情報につきましては、本説明会に関してご連絡を差し上げるため、その他本説明会の準備のために利用し、他の目的で使用することはありません。また、説明会終了後破棄します。
- ※2 会場の合同庁舎においては、駐車場スペースが狭隘のため、可能な限り、公共交通機関のご利用をお願いします。
- ※3 会場の合同庁舎においては、防犯の必要上、来庁者に「入館票」をご記入いただいておりますので、来庁の際は、1階受付において警備職員の指示に従って入館票をご記入いただき、ご入館ください。

【お問い合わせ】

東海総合通信局 信書便監理官 右崎

TEL : 0 5 2 - 9 7 1 - 9 1 1 5

FAX : 0 5 2 - 9 7 1 - 9 1 1 8

MAIL : tokai-shinshobin@soumu.go.jp